

歯科健診等のあり方等に関する検討会(第1回)	資料 1
令和8年5月11日	

歯科健診等のあり方等に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持や増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会や歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。また、こうした状況から歯科健診の充実の必要性が指摘されており、さらに「骨太の方針 2025」において「生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の推進」が盛り込まれている。このため具体的な検討を行うための検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に関すること。
- (2) 効果的・効率的な歯科健診や歯科保健指導等に関すること。
- (3) その他、普及啓発に関すること。

3. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 検討会は、医政局長が主催し、別紙に掲げる構成員により開催する。
- (2) 検討会においては、必要に応じ、別紙の構成員以外の学識経験者、実務経験者等の出席を求めることができる。
- (3) 検討会には座長及び座長代理を置く。座長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- (4) 検討会の庶務は、医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室が行う。
- (5) 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、会議を非公開とすることができる。会議を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。
- (6) 会議資料及び議事録については、後日ウェブサイトにおいて公開する。ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は、座長が定める。

(別紙1)

歯科健診等のあり方等に関する検討会 構成員名簿

氏 名	所 属
池井 真守	全国健康保険協会 保健部長
川口 陽子	日本歯科医学会 副会長
北村 知昭	特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 理事長
佐原 博之	公益社団法人 日本医師会 常任理事
塩野 裕	日本商工会議所 総務部長
田村 道子	葛飾区 健康部 歯科保健担当課長
中野 恵	健康保険組合連合会 参与
武藤 繁貴	公益社団法人 日本人間ドック・予防医療学会 理事
武藤 智美	公益社団法人日本歯科衛生士会 会長
福田 英輝	国立保健医療科学院 主任研究官
安田恵理子	公益社団法人 日本産業衛生学会 産業歯科保健部会長
山本 龍生	一般社団法人 日本口腔衛生学会 理事長
山本 秀樹	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事
吉成 伸夫	特定非営利活動法人 日本歯周病学会 理事長

(五十音順)